様式第５号（第５条第１項第４号関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

承　諾　書

（宛先）東大阪市上下水道事業管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 備考 | 土地所有者　・　建物所有者 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |

要望者

注）必ず本人が自書し、備考には該当するところに○を記入してください。

下記の事項を承諾します。

記

既設排水設備の所在、東大阪市

（地番）　　　　　※建物所有者は家屋番号も記入すること。

承諾事項

１）上記の土地に設置されている排水設備を寄付すること。

２）上記の土地を寄付した排水設備及び布設替え又は新規布設する本管、人孔、桝及び取付管等の下水道施設（以下、「公共下水道施設」という。）の布設用地及び管理用地として使用すること。

３）公共下水道施設に必要な土地の使用及び占用については、無償とすること。

４）公共下水道施設の布設に伴う水道管やガス管等の試験掘り及び移設工事を行うこと。また、公共下水道施設の布設に伴う移設工事事業者へ本承諾書を複写して提供すること。

５）水道管やガス管等の占用物を考慮して、公共下水道施設を布設すること。

６）公共下水道施設の所有権は市にあり、市が行う公共下水道施設の調査、清掃、補修等又入替等の維持管理について協力し、維持管理に支障となる行為はしないこと。

７）公共下水道施設の維持管理に伴い掘削工事を行うこと。

８）公共下水道施設布設後、私道を現状幅員以上で保全、維持すること。また、公共下水道施設に支障となる工作物は設置しないこと。

９）公共下水道施設に、市が必要と認めた新たな公共下水道施設を布設し接続すること。

１０）土地の所有権を他に譲渡する場合、その譲受人に対し、この承諾内容を引継ぐこと。

１１）市の承諾なしに公共下水道施設の布設替え、撤去しないこと。また、当方の都合で公共下水道施設の布設替え及び撤去をする場合は、市に届け出て、その費用は当方で負担すること。また、費用には資産の除却に伴う相当額（未償却費）も含むこと。

１２）寄付後、申請内容に不備があり適切な維持管理ができなくなった場合、寄付行為を無効とすること。

１３）特約事項（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

以上